

観総第 280 号
平成25年12月20日

観光庁における早期退職に係る募集実施要項

観 光 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、観光庁に所属している職員であること。
- (2) 平成26年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②平成26年1月17日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年1月17日から平成26年1月31日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成26年1月17日（金）10時から平成26年1月31日（金）17時まで
（約2週間）

※メールによる提出は受信日時が応募受付期間内まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成26年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

